
三菱あんしん
自動車保険プラン



MITSUBISHI MOTORS



あなたの自動車保険に 無償で **あんしん** をプラス



バンパーに小さなキズが…



駐車場でバンパーをぶつけてしまった…

こんなときでも「三菱あんしん自動車保険プラン」は…

- 01 全メーカー・全年式が対象。三菱車以外でも加入・修理が可能です！
- 02 自動車保険を使わなくても三菱オリジナル補償で修理できます！
- 03 全国の三菱販売会社で修理ができるからどこにいても安心！
※本サービス提供を行っている販売会社に限ります。
- 04 万が一の時はあんしん保険センターでお客様をサポート！

三菱あんしん自動車保険プラン専用

三菱自動車 あんしん保険センター

事故受付センター <24時間 365日受付>

旅行先の事故でも深夜早朝の万が一の事故でも繋がるので安心です。

お客様コールセンター <9:00~18:00 土曜・日曜・祝日・年末年始を除く>

「三菱あんしん自動車保険プラン」に関するお問合せを受け付けます。

「三菱あんしん自動車保険プラン」なら…



自動車保険



最大3万円補償

自己負担
3,000円



バンパー 補償

事故の種類を問わず、
あらゆる損傷に対応

駐車場でこすった、落書き、いたずらで傷をつけられた、止まっている車に追突した、飛び石で傷がついたなど、あらゆる損傷の修理を補償します。

バンパーとは

自動車の前端及び後端に取り付けられている緩衝装置です。

- ご契約に際しては必ず引受保険会社の商品パンフレットと重要事項説明書をご確認ください。
- サービスの詳細は加入者証記載のサービス約款をご覧ください。

ご利用条件

- ◆本サービスを提供する三菱販売会社で修理していただくことが条件となります。
- ◆その他の補償・保険・第三者による賠償等と重複してご利用いただけません。
- ◆事故等の発生後は翌日から起算し30日以内に上記販売会社への修理入庫をお願い致します。
- ◆1年に1回限りご利用いただけます。(長期の保険契約の場合は1保険年度に1回まで)
- ◆対象車両に存在する摩滅、腐食、さび、その他自然の消耗は補償の対象とはなりません。

対象となる自動車保険

- ◆三菱自動車指定する条件で、本サービスに参加している三菱販売会社を通じて加入した任意自動車保険契約

車のプロだからこそ お客様に聞きたいこと。

本当にお客様にぴったりの自動車保険ですか？

長期の自動車保険をご存知ですか？

ご家族の自動車保険をまとめてご契約されていますか？

■お問い合わせ先(取扱代理店)

三菱あんしん自動車保険プラン 付帯サービス特典 約款

本約款は、三菱自動車工業株式会社（以下、「三菱自動車」といいます。）が三菱自動車特約販売会社（以下、「特約販売会社」といいます。）を通じて提供する三菱あんしん自動車保険プラン付帯サービス特典を利用する際に適用されます。

第1条【本サービスの定義】

三菱あんしん自動車保険プラン付帯サービス特典（以下、「本サービス」といいます。）とは、別表に定めた本サービスに参加している特約販売会社を取扱代理店として三菱自動車指定の自動車保険（以下、「対象自動車保険」といいます。）に加入されたお客様（以下、「加入者様」といいます。）に対して提供される本約款第3条に定めるサービスをいいます。（対象自動車保険の保険期間中に代理店変更等により契約移管をされた加入者様はサービス提供の対象外となります。）

第2条【対象車種】

本サービスの対象となる自動車は、次の各号のいずれかの用途車種区分に該当する対象自動車保険の被保険自動車（以下、「対象自動車」といいます。）とします。

- ① 自家用普通乗用車 ② 自家用小型乗用車 ③ 自家用軽四輪乗用車 ④ 自家用軽四輪貨物車
- ⑤ 自家用小型貨物車 ⑥ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）
- ⑦ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2.0トン以下） ⑧ 特種用途自動車（キャンピング車）

第3条【本サービスの種類・内容】

- 特約販売会社は、本約款第4条に定めるサービス提供期間中に、日本国内において偶発な事故（衝突・接触・墜落・物の飛来・物の落下・火災・爆発・台風・洪水・盗難・その他の偶発的な事故を指し、以下総称して「事故等」といいます。）により対象自動車のバンパー部分（※）に生じた損傷に対し、本条第2項に定める金額を限度に実施する修理サービスを提供します。尚、事故等によりバンパー部分と同時にその他の車両本体部分に損傷が生じた場合は、バンパー部分を修理し、目つ当該バンパー部分の修理工費および交換部品代金の合計額が次項に定める金額に満たない場合に限り、本条第2項に定める金額から当該バンパー部分の修理工費および交換代金を控除した後の額の範囲において、当該バンパー部分以外の車両本体部分についても本対象となります。
※バンパー部分：自動車の前端および後端に取り付けられている緩衝装置。
- 本条第1項に定める損害に対しては、修理費用および交換部品代金を合わせて30,000円（消費税等相当額を含む）を限度額として本サービスを提供します。
- 本サービスは、本サービスに参加している特約販売会社での修理を通じて提供されるものとし、加入者様に対する金銭の交付は行いません。
- 本サービスの提供を受ける場合、加入者様は、本サービスに参加している特約販売会社に入庫して自己負担額3,000円（消費税等相当額を含む）を支払い、入庫先の販売会社が求める各種必要書類を提出する必要があります。
- 複数の事故等による損害をまとめて修理・交換する場合でも、いずれか1回の事故等による損害のみが本サービスの対象となります。

第4条【本サービスの提供期間】

- 本サービスの提供期間は、対象自動車保険の保険始期時点から満了時点までとします。
- サービス提供の対象となる事故等が発生した時点で対象自動車保険の有効性が確認できる場合に限り、本サービスを提供します。

第5条【本サービスの提供回数】

- 本サービスは本約款第3条1項および第2項のいずれかの損害に対して提供期間中1回限り提供します。
- 対象自動車保険の保険期間が2年間または3年間の場合、本条第1項の「提供期間中」を「1保険年度毎」と読み替えて本サービスを提供します。

第6条【本サービスを提供しない場合】

- 次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供は行いません。
 - 本サービスに参加している特約販売会社以外で本サービスの対象となる修理を実施した場合
 - 入庫先の特約販売会社が求める書類の提出がない場合、または記載内容に不備や不実がある場合。サービス提供後に虚偽や不実が判明した場合は、三菱自動車または特約販売会社の求めに従い加入者様が入庫先の特約販売会社に対して提供サービス相当額を支払う事とします。
 - 事故等が発生した翌日から起算して30日後までに対象自動車の修理入庫が為されなかった場合
 - 直接であるか間接であるかを問わず、次の事由によって対象自動車が損害を被った場合
 - 加入者様または加入者様の許可を得て対象自動車を運転または管理した者の故意もしくは重過失
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似する事変または暴動（群集または多数の者の集団行為によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - 地震・噴火またはこれらによる津波その他の天変地異
 - 核燃料物質（使用済み燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性・爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故
 - 上記④に規定した以外の放射線照射または放射線汚染
 - 上記②から⑤までの事由に附随した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - 差押え、取用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使（但し、消防または避難に必要な措置として行われた場合を除きます。）

⑥ 詐欺または横領

⑦ 取扱書等に示す方法と異なる使用、不適切な保管、使用の限度を超える過酷な使用（レース・ラリー等による過酷な走行、エンジンの過回転、過積載等）

2. 次の各号のいずれかに該当する損害に対しては本サービスの提供は行いません。

- 法令により定められた運転資格を持たない、または酒酔・酒気帯びもしくは大麻、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で対象自動車を運転している間に生じた損害（但し、対象自動車につき正当な権利のない者が運転している場合を除きます。）
- 通常の使用損耗あるいは経年変化により発生する現象（消耗部品・油脂類の消耗、劣化、腐食、磨滅、さび等。樹脂部品・塗装面・メッキ面等の自然の退色、劣化、腐食、磨滅、さび等）または対象自動車に存在する欠陥によって生じた損害
- 故障（偶然な外来の事故に直接起因しない対象自動車の電氣的または機械的損傷）
- 法令等により定着または装着が禁止されている物に生じた損害および当該物に起因して生じた損害

第7条【他の補償（保証）・保険・第三者からの賠償等との関係】

本サービスと他の補償（保証）・保険・第三者からの賠償等との関係は以下の通りとします。

- 対象自動車保険の車両保険を請求される場合には、損害額から当該車両保険金を控除した額（但し、30,000円（消費税含む）を上限とします。）に対して、本サービスを提供します。
- 第三者からの損害賠償金やその他の回収金がある場合には、損害額から当該回収金の額を除いた額（但し、30,000円（消費税含む）を上限とします。）に対して、本サービスを提供します。

第8条【本サービスの失効】

本サービスの提供期間内であっても、下記のいずれかに該当した場合、本サービスは該当した時点で失効するものとします。

- 名義変更により加入者様が対象自動車の所有者または使用者のいずれでもなくなった場合（同居の親族への変更など三菱自動車が承認する場合を除く）
- 対象自動車保険の被保険自動車日本国外に持ち出された場合
- 対象自動車保険の被保険自動車本約款第2条に定める用途車種区分に該当しなくなった場合
- 対象自動車保険が解約、解除、失効のいずれかになった場合
- 対象自動車保険が本サービスに参加している特約販売会社以外の代理店に契約移管された場合

第9条【本約款の解釈】

本約款の解釈が分かれる場合は、三菱自動車の解釈によるものとします。

第10条【本約款の変更】

三菱自動車は、本約款をいつでも変更する事が出来るものとします。その場合、変更日以降は、変更後の約款を適用し本サービスを提供します。

第11条【個人情報の利用について】

- 三菱自動車、本サービスに参加している特約販売会社は、本サービスを提供する為、お客様の個人情報を下記の利用目的の範囲内で利用します。
 - 本サービスの実施、本サービスに関するお客様からの問い合わせに対する対応、回答、本人確認
 - 三菱自動車、本サービスに参加している特約販売会社において取り扱う商品・サービス等、または各種イベント・キャンペーン等に関する宣伝印刷物の送付・電話・電子メールの送信等の方法によるご案内（お客様がご希望されない場合はお申し出によりご案内を停止致します。）
 - 商品開発またはお客様満足度向上策検討のためのアンケートの実施
- ご提供いただいた個人情報ならびに本サービスのご利用履歴・ご利用内容は、前項①～③の利用目的を達成するため、三菱自動車およびその子会社や関連会社、取扱代理店以外の本サービスに参加している特約販売会社、本サービス提供のために三菱自動車が契約を締結する損害保険会社（その子会社や関連会社ならびに業務委託先、取扱代理店を含む）に書面の送付または電子データの送信等により提供しますのであらかじめご同意願います（お客様から申し出をいただいた場合は個人情報の第三者への提供を停止致します。）。ご同意願わない場合は本サービスを提供いたしかねます。また、第三者への提供を停止した場合は、当該停止の連絡を特約販売会社または三菱自動車を受領した日をもって、本サービスの提供を終了いたします。なお、法令等に基づき、公的機関からの開示の要請があった場合には、当該公的機関に提供させていただくことがございます。

第12条【専属的合意管轄】

本約款および本サービスに関する一切の紛争は、東京地方裁判所の第一審専属管轄に服するものとします。

【別表】本サービスに参加している特約販売会社

下記の三菱自動車ホームページに掲載された特約販売会社
(URL) <http://www.mitsubishi-motors.co.jp/>

本約款は2017年12月1日より発効します。

三菱自動車工業株式会社
〒108-8410 東京都港区芝五丁目33番8号